

和寒町ふるさと応援大使設置要綱

令和 7 年 10 月 1 日

告示第 51 号

(設置)

第 1 条 本町の美しい自然環境、歴史、文化、産業、観光及び特産品を全国に宣伝し、本町の知名度及びイメージの高揚を図るため、和寒町ふるさと応援大使(以下「ふるさと大使」という。)を置く。

(活動)

第 2 条 ふるさと応援大使は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 本町の自然環境、歴史、文化、産業、観光及び特産品の宣伝
- (2) 本町が実施する各種事業、行事への協力
- (3) 本町に有益な情報の収集及び提供並びに助言
- (4) その他町長が必要と認めること

(委嘱)

第 3 条 ふるさと応援大使は、本町の出身者又は本町にゆかりのある者で、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、本人の同意を得て町長が委嘱する。

- (1) 本町の魅力及び情報を広く町内外に発信する機会を有する者
- (2) 教育、文化、芸術、スポーツ、産業又は歴史等の分野で活躍している者
- (3) その他町長が必要と認めた者

(任期等)

第 4 条 ふるさと応援大使の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 町長は、ふるさと応援大使が次のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき
- (2) ふるさと応援大使として不適当と認めたとき

(報酬等)

第 5 条 ふるさと応援大使には、報酬は支給しない。ただし、第 2 条に掲げる活動に資するため、予算の範囲内で次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 名刺
- (2) その他町長が必要と認めたもの

(庶務)

第6条 ふるさと応援大使に関する庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。